

お知らせ



20歳以上の学生の皆さん、国民年金からお知らせです！ 学生納付特例制度をご利用ください

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難なときは、「学生納付特例」を申請してください。承認を受けると、承認された期間の保険料は納付が猶予されます！

学生納付特例は年度ごとに申請を

学生納付特例は、申請日から2年1か月前までの在学期間について、さかのぼって申請できます。申請書は年度ごと（4月から翌年3月まで）に提出する必要があります。

令和2年度分の申請受付は4月1日（20歳未満の人は20歳の誕生日の前日）から始まります。ただし、令和元年度分の学生納付特例の承認を受けている人で、日本年金機構から令和2年度分の申請書（はがき形式）が送付されている場合、必要事項を記入し返送すれば申請が受理されます。改めて、窓口で手続をする必要はありません。

10年以内なら後から納めることも

学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば、後から保険料を納

めること（追納）で、年金額をふやすことができます。

対象／大学（大学院）、短大、高等

専門学校などに在学する20歳以上の学生で、前年所得が一定以下の人
持ち物／年金手帳、学生証（両面のコピー）または在学証明書（原本）

※退職して学生になった場合は、離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※代理人が申請する場合は、委任状、認印（シャチハタ不可）、代理人の身分証明書をお持ちください。

提出先／富士年金事務所、または国保年金課国民年金担当

注意事項／学生納付特例の申請提出が遅れてしまうと、万一の際に障害基礎年金などを受けられない場合があります。早めに手続をしましょう。

富士年金事務所（横割3-5-33）

☎ <https://www.nenkin.go.jp>

国保年金課

☎ (55)2755 ☎ (51)2521

問い合わせ

お知らせ



4月6日（月）～15日（水） 春の全国交通安全運動

スローガン 安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

運動の重点

- 子どもをはじめとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶
- 新入学児童の交通事故防止
- 高齢運転者などの安全運転の励行

と き (4月)	行事		ところ
	日	時間	
運動初日広報・街頭指導等の日			
6日(月)	7:00~8:00	運動初日街頭指導及び広報	各地区・市役所駐車場
7日(火)	午後	入学おめでとうキャンペーン	伝法小学校 富士中央小学校 天間小学校
[通学路安全対策強化]の日			
8日(水)	午前	入園おめでとうキャンペーン	富士川第一幼稚園
	18:00~19:00	富士市交通安全指導員会街頭指導	県道富士由比線沿
9日(木)	10:00~12:00	高齢者モデル地区交通教室(岩松地区)	岩松まちづくりセンター
	17:00~18:00	ストップザSTOP THE自転車事故	ロゼシアター西園側及び中央公園東側交差点
交通事故死ゼロを目指す日			
10日(金)	15:00~16:00	飲酒運転根絶キャンペーン	ロゼシアター西園側交差点
13日(月)	13:45~14:45	新入学児童下校見守りキャンペーン	中野交差点
14日(火)	7:40~8:15	高校生サイクルマナーアップ街頭指導	市内各高校付近交差点
15日(水)	18:00~19:30(うち1時間)	主要交差点街頭指導	各地区

問い合わせ

市民安全課

☎ (55)2831

☎ (51)0367

✉ si-shimihanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp